



## 【基本料金】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		利用者負担金 (=基本利用料の1割)	利用者負担金 (=基本利用料の2割)
身体介護 中心型	20分未満	188円	377円
	20分以上30分未満	279円	559円
	30分以上1時間未満	442円	885円
	1時間以上1時間30分未満	643円	1,287円
	1時間30分以上	734円	1,469円
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		20分以上76円 45分以上152円 70分以上229円 を加算	20分以上153円 45分以上305円 70分以上459円 を加算
生活 援助 中心 型	20分未満		
	20分以上45分未満	209円	419円
	45分以上	257円	515円
通院等のための乗車または降車の介助			

- \* (注1) 「身体介護中心型」および「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。
- \* (注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

## 介護予防・日常生活支援総合事業（足立区の被保険者について適用します。）

要支援者または基本チェックリストにより事業対象者とされたとき、訪問型サービス（区独自基準）のサービスを提供します。

## 足立区訪問型サービス（区独自基準）

サービスの内容 ※身体介護および生活援助のみ（1月あたり）		利用者負担金 (=基本利用料の1割)	利用者負担金 (=基本利用料の2割)
訪問型区独自サービスⅠ	1週間に <u>1回程度</u> の訪問型区独自サービスが必要とされた場合	1,238円	2,476円
訪問型区独自サービスⅡ	1週間に <u>2回程度</u> の訪問型区独自サービスが必要とされた場合	2,476円	4,952円
訪問型区独自サービスⅢ	1週間に <u>3回程度</u> の訪問型区独自サービスが必要とされた場合	3,715円	7,429円

- \* (注1) 上記の基本利用料は、足立区で定める金額です。
- \* (注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

## 葛飾区訪問型サービス（区独自基準）

サービスの内容		利用者負担金 (=基本利用料の1割)	利用者負担金 (=基本利用料の2割)
事業対象者	介護予防ケアマネジメントによってサービスを受ける必要が判定された者 生活援助 週1回 1回あたり45分	257円	513円
要支援1認定者	生活援助のみ 週1回又は週2回 1回あたり45分	257円	513円
要支援1認定者	生活援助に加えて身体介護を行う場合 週1回又は週2回 1回あたり45分	304円	607円
要支援2認定者	生活援助のみ 週1回から週3回まで1回あたり45分	257円	513円
要支援2認定者	生活援助に加えて身体介護を行う場合 週1回から週3回まで1回あたり45分	304円	607円

\* (注1) 上記の基本利用料は、葛飾区で定める金額です。

\* (注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

### 【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,280円	228円	456円
生活機能向上 連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,140円	114円	228円
緊急時訪問介護 加算	利用者の要請とケアマネジャーが認めた居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護中心に限る)を利用者又は家族から要請を受けて24時間以内に行った場合	2,280円	228円	456円
介護職員処遇 改善加算(IV)	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	4.95%		

\* 介護職員処遇改善加算について：算定は所定単位数に加算率を乗じ四捨五入した単位数で当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外。所定単位数は、基本報酬に各種加算減算を加えた総単位数とする。

\* 基準による料金算定の1円未満端数処理等の関係で、複数日(回)ご利用の場合の場合の請求額が、記載された金額にご利用日(回)数を乗じた金額と異なる場合があります。

\* 早朝・夜間加算は午前6時から午前8時・午後6時から午後10時に訪問介護を実施した場合に25%増しとなります。

\* 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。